

公益財団法人地球友の会

【 定 款 】

平成22年	2月10日	法人成立
平成22年	11月20日	評議員会決議
平成23年	2月 1日	公益認定
平成26年	6月25日	改定
平成28年	3月31日	改定
平成29年	3月31日	改定

公益財団法人地球友の会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人地球友の会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、地球環境を考え、その保全と共に持続可能な開発の推進により循環型社会の形成に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 環境保全、持続可能な生産、消費についての教育事業
- (2) 環境保全に係る各国の機関、団体、法人との情報収集、提供事業
- (3) 世界環境写真展の開催事業

① 世界各国から集まった、地球環境に関する写真の中から、優秀な作品をパネル化し、写真展を開催する事業

② 当法人と同目的で活用する他団体への写真パネル貸し出し事業

- (4) 地球環境に関連する出版事業
- (5) 国連環境計画（UNEP）の広報事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は次のとおりとする。

氏名 宮内博史

住所 東京都中央区東日本橋二丁目11番5号

拠出をする財産及びその価額 現金300万円

(財産の種別)

第6条 当法人の基本財産は、第3条の目的である事業を行うために不可欠なものとして、特定された財産とし、次の各号により構成する。

- (1) 前条により特定された財産
- (2) 基本財産として寄附された財産
- (3) 評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善

良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない事由により基本財産を処分又は担保に提供する場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律189条2項に定める評議員会の特別決議を要する。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、代表理事が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第12条 当法人に、評議員3名以上20名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

3 評議員長は、評議員の互選により選任する。

(評議員の選任等)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条15号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後6年以内の最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任による退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第15条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができ、その額は、1日当たり7,000円を超えないものとする。

2 評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(評議員の権限等)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(招集)

第17条 当法人の定時評議員会は、毎事業年度末日の翌日から2ヶ月以内に招集し、臨時評議員会は、必要に応じて招集する。

2 定時評議員会は、理事会の決議により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 評議員会を招集するには、会日より1週間前までに、各評議員に対して招集通知を発するものとする。

4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(決議の方法)

第19条 評議員会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員会の決議の省略)

第20条 評議員会の決議の目的たる事項について、理事から提案があった場合において、その提案に評議員(当該事項について決議に加わることができる者に限る)の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印して、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員の設置)

第22条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上20名以内
 - (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第23条 当法人の役員は、評議員会の決議によって、評議員以外の者から選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、理事長と称し、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。

ただし、当該監事の選任時が他の在任中の監事の選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時を経過している場合は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(役員解任)

第27条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上にあたる多数の決議によって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。ただし常勤の理事及び監事並びに特別な職務を執行した理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会の決議によって定める額を、報酬等として支給することができる。

(会長及び副会長)

第29条 当法人に、必要に応じて会長を1名、副会長1名を置くことができる。

2 会長及び副会長は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。

3 会長及び副会長は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(会長及び副会長の職務)

第30条 会長は、重要事項について理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

2 副会長は会長を補佐しその業務を分掌する。

(顧問)

第31条 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

3 顧問は、理事会の決議に基づき選任する。

4 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 顧問は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 理事会

(招集)

第32条 理事会は、あらかじめ定めた代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印して、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 会員

(会員)

第37条 当法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は理事会の決議により、別に定める会員に関する規定による。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 本定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上にあたる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本定款の第3条及び第13条については、評議員会において、議決に加わることができる評議員の4分の3以上にあたる多数の決議によって変更することができる。

(解散の事由)

第39条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 補則

(委任)

第42条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

以上